

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況（1/16）

処理計画本文	No.	実施状況 (平成23年度以降)	今後の方針等
施策1 3Rの促進	100		
(1) 県民の3Rの促進	110		
<p>廃棄物は排出者が責任をもって処理することが必要である。このため、県民は使い捨て商品の購入は避け、詰め替え可能な商品や長期間使える環境に配慮した製品、修理等ができる製品を選択するなど、県民が商品の購入、使用に当たり、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むよう啓発に努める。</p>	111	<p>「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」を開催し、3Rに関する講演を実施した。また、パンフレットを配布し、一般県民に啓発した。 講演のテーマ：ゴミを出さない暮らしのコツ 参加者数：約200名 時期・場所：平成24年11月・ウインクあいち</p>	<p>引き続き、イベントの開催やパンフレットの配布等により3Rの啓発に努める。 県民大会については、多くの県民、事業者が参加しやすいよう内容を工夫する。</p>
<p>市町村が実施する分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組への協力や、家電リサイクル法に基づく特定廃家電製品の小売業者等への引渡し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく建築物の分別解体及び資源化を促進する。</p>	112	<p>市町村が実施する取組への情報提供や助言を行った。 家電リサイクル法については、近年、増加している不用品回収業者へ引き渡された家電製品は不法投棄や不適正処理に繋がる恐れがあること、また、廃棄物処理法に違反している不用品回収業者も見られることから、市町村に対して、不用品回収業者への立入指導を促すなど、家電リサイクル法に基づく資源化の促進を図った。 ごみの減量化に関するパンフレットの作成（平成24年度：5,000部）に当たって、使用済の家電製品の正しい排出方法を新たに記載し、家電リサイクル法の普及啓発に努めた。 不適正処理につながる不用品回収業者への規制を強化するため、平成24年3月に環境省が使用済家電製品の廃棄物該当性に関する通知文書を発出したことから、この通知文書について市町村等に説明し、周知に努めた。 建設系廃棄物のリサイクル等について、講演会等の場で啓発を行った。</p>	<p>引き続き、市町村が実施する資源循環の取組への情報提供や助言に努めるとともに、建設系廃棄物のリサイクルに係る啓発を続けていく。 家電リサイクル法については、市町村に対し、法制度の周知に努めるとともに、警察と連携し、不適正処理業者の撲滅を目指す。</p>
<p>市町村や関係団体と連携し買い物袋を持参するマイバッグキャンペーンを展開するとともに、レジ袋の有料化など容器包装の発生抑制に係る事業者の取組を促進する。</p>	113	<p>エコバックを作成（450個）、配布し、マイバッグの普及に努めた。 大規模小売店に対し、レジ袋削減や納品時のダンボール不使用等、容器包装廃棄物の発生抑制に取り組むよう呼びかけた。</p>	<p>引き続き、マイバッグの普及や、事業者に対する容器包装廃棄物発生抑制の呼びかけを続けていく。 レジ袋の有料化等を行っていない大規模小売店に対し取組を促す。</p>
<p>「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の事務局として大会、研修会等を開催することにより広く啓発を行うとともに、生ごみの資源化、ごみ処理の有料化などの課題について検討を行う。</p>	114	<p>「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」を開催し、3Rに関する講演を実施した。 県内におけるごみ処理有料化の実施状況、ごみ収集量の削減状況等の情報提供を行った。</p>	<p>引き続き、イベントを開催し、3Rの啓発に努めるとともに、市町村との情報共有に努め、ごみ処理有料化等に関する検討を進める。</p>

注)「処理計画本文」欄の網掛けは、新規取組又は取組強化の項目

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況（2/16）

処理計画本文	No.	実施状況 (平成23年度以降)	今後の方針等
(2) 事業者による3Rの取組の促進	120		
<p>多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定や毎年度の報告を通じて3Rの推進など減量化の取組を指導する。また、多量排出事業者が提出した産業廃棄物処理計画等をインターネットで公表することにより、多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化等を促進する。 [取組の強化]</p>	121	<p>多量排出事業者に産業廃棄物処理計画書及び同計画書実施状況報告書を提出させることで減量化の取組を促進した。また、計画書等提出時に減量等について指導した。 多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化に関する自主的な取組を促進するため、県に提出された処理計画及び処理計画実施状況報告書を県のホームページで公表した。 [提出件数(平成24年度)] 計画書625件、実施状況報告書596件</p>	<p>引き続き、産業廃棄物処理計画書の公表等を続けていく。</p>
<p>事業者による次の自主的取組を促進するための啓発、情報提供等に努める。 ・事業活動全般にわたり環境保全への取組を効率的に進めるための組織内の体制、手続き、審査等を定めた「ISO14001」や「エコアクション21」等の導入 ・生産工程の変更などによる廃棄物の発生抑制や、製造、加工及び販売段階での分別の徹底や簡易包装に対する取組等による減量化・資源化、廃棄物の発生が少ないリサイクルが容易な製品作りの取組</p>	122	<p>平成24年8月に環境マネジメント普及促進セミナーを開催し、「エコアクション21」の概要、導入メリットについて説明した。</p>	<p>引き続き、セミナーを開催していく。</p>
<p>市町村と連携して事業系一般廃棄物の発生抑制等を指導する。</p>	123	<p>市町村や業界団体などを構成員とする「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」のブロック会議（尾張・海部ブロック、知多・西三河ブロック、東三河・新城ブロック）を平成25年2月に開催し、ごみゼロ社会を推進するための方策について、市町村等と議論を行った（ブロック会議参加者数：延100人）。</p>	<p>引き続き、発生抑制等の指導を行う。 国のバイオマス事業計画を参考にして事業系一般廃棄物（特に生ごみ）の再資源化、エネルギー化の検討を行う。</p>
<p>環境保全型農業を推進し、家畜排泄物の堆肥化等を促進する。</p>	124	<p>家畜排泄物については、原則として全量が肥料として利用されている。</p>	<p>引き続き、処理施設の集約化、高度化を図る。</p>
<p>排出事業者、処理業者及び市町村に対して、本計画の周知を図るとともに、廃棄物の適正処理や減量化・資源化に関するパンフレットの配布などにより廃棄物処理に対する意識の高揚を図る。</p>	125	<p>廃棄物処理計画（24年3月策定）の冊子及び概要版を各市町村、各県民事務所等に配布した。また、環境月間県民のつどいなどのイベントで一般県民に配布した。 産業廃棄物の適正処理に係るパンフレット（約6,000部）、ごみの減量化に関するパンフレット（5,000部）を作成し、県民、事業者等に配布した。 ホームページにおいて適正処理等の情報提供を行った。</p>	<p>引き続き、啓発資材の作成や配布などの取組を継続する。</p>

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況（3/16）

処理計画本文	No.	実施状況 (平成23年度以降)	今後の方針等
(3) 市町村の取組の促進	130		
<p>「一般廃棄物処理計画」に基づく一般廃棄物の分別収集や計画的な収集、処分を促進して、資源回収などによるごみ排出量の削減、再生利用等による資源循環の推進を支援する。</p>	131	<p>一般廃棄物処理計画に基づく平成23年度の処理実績について、市町村からの報告を受け、計画に基づく処理状況を確認した。 市町村の一般廃棄物の実態について記者発表を行うなど情報の積極的公開に努めた。</p>	<p>引き続き、一般廃棄物処理計画の策定について支援し、計画に基づく処理を促進する。 また、情報公開に努める。</p>
<p>市町村の次の取組を促進するため、啓発、情報提供、技術的支援等を行う。 ・最終処分量の削減及び資源化の推進 ・不用品の交換制度の導入など再使用、再生利用の推進 ・公共工事に伴い発生する建設系廃棄物などのリサイクルや環境物品の率先的な調達</p>	132	<p>ごみゼロ社会推進あいち県民会議の取組として、生ゴミの再生利用を実施している先進事例の見学会を開催するなど、生ゴミのエネルギー利用について、情報提供に努めた。 見学会：富山グリーンフードリサイクル株式会社 時期：平成24年2月 参加者数：23人 市町村における環境物品の率先的調達を促進するため、詰め替え商品等の情報提供を行った。</p>	<p>引き続き、市町村の取組の促進に努めるとともに、県民会議については、運営方法を見直し、より効果的なものとなるよう事業内容を充実させる。 生ゴミのエネルギー利用に意欲的な市町村への助言に努める。 環境物品の率先的調達の促進について、引き続き、市町村に対し、情報提供や助言に努める。</p>
<p>ごみの排出抑制のため、ごみ処理の有料化の手法の検討を促進する。</p>	133	<p>県内におけるごみ処理有料化の実施状況、ごみ収集量の削減状況等の情報提供を行った。</p>	<p>引き続き、市町村に情報を提供し、ごみ処理有料化の手法検討の促進に努める。</p>
(4) 県等の率先的取組の推進	140		
<p>「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に基づき、環境物品等の率先的な調達に取り組む。また、愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）により、廃棄物の排出量の削減等を推進する。</p>	141	<p>毎年度調達方針を策定し、環境物品等の調達の推進に努めた。 平成24年度12月及び3月を廃棄物排出量削減の重点取組期間に設定し、再使用や分別の徹底を呼びかけた。</p>	<p>環境物品等の調達率は目標の100%には及ばないものの、95%以上の高い水準を達成している。 引き続き廃棄物排出量の削減に努める必要がある。</p>
<p>県の事業においては、「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」の運用により、リサイクル資材の率先利用を推進する。また、建築物の解体等の工事に伴い生じたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生木材については「あいち建設リサイクル指針」により再資源化を推進する。</p>	142	<p>「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」に基づき、平成24年8月31日までに23品目469件1,451資材を「あいくる材」として認定しており、平成23年度の県発注工事では、合計約37万3千トンの「あいくる材」を使用した。 「あいち建設リサイクル指針」で定めたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生木材に係る再資源化率は、平成20年度において、それぞれ99.0%、98.4%、86.5%であった。</p>	<p>引き続き、県発注工事におけるリサイクル資材の率先利用を推進するとともに、「あいち建設リサイクル指針」で定めた再資源化率の向上に向け、関係事業者の啓発等に努める必要がある。</p>

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況（4/16）

処理計画本文	No.	実施状況 (平成23年度以降)	今後の方針等
(5) 各種リサイクル法等の推進	150		
<p>容器包装リサイクル法については、「愛知県分別収集促進計画」に基づき市町村と連携してその普及、浸透を図るとともに、分別収集の推進を支援する。</p>	151	<p>3Rに関するチラシを作成し（23年度：3,000部、24年度：5,000部）、イベントで一般県民に配布し、容器包装廃棄物減量の呼びかけ及び分別収集後のリサイクルフローを紹介した。愛知県分別収集促進計画（第6期）に基づき、市町村の分別収集状況を点検・評価するとともに、来年度実施する第7期の計画策定に向けて市町村に準備を促した。</p>	<p>愛知県分別収集促進計画の達成率は、前年度の89.9%から94.5%に増加している。引き続き、容器包装リサイクル法に基づき、排出の抑制、分別収集、リサイクルの推進を図る。第7期の計画策定が円滑に進むよう市町村への助言に努める。</p>
<p>家電リサイクル法については、対象品目やリサイクルシステムに関して普及・啓発に努める。</p>	152	<p>近年、増加している不用品回収業者へ引き渡された家電製品は不法投棄や不適正処理に繋がる恐れがあること、また、廃棄物処理法に違反している不用品回収業者も見られることから、市町村に対して、不用品回収業者への立入指導を促すとともに、市町村と協働しての立入を実施した。また、不適正処理につながる不用品回収業者への規制を強化するため、平成24年3月に環境省が使用済家電製品の廃棄物該当性に関する通知文書を発出したことから、この通知文書について市町村等に説明し、周知に努めた。ごみの減量化に関するパンフレットの作成（平成24年度：5,000部）に当たって、使用済の家電製品の正しい排出方法を新たに記載し、普及啓発に努めた。</p>	<p>市町村に対しては、法制度の周知に努めるとともに、警察と連携し、不適正処理業者の撲滅を目指す。県民に対しては、引き続き、家電リサイクル法に基づく正しいリサイクルについての啓発を図る。</p>
<p>食品リサイクル法に基づく飲食業や食品製造業などの事業者に対して食品廃棄物の発生抑制、堆肥化など再生利用促進のため周知を図るとともに、食品廃棄物の資源化等について検討を行う。</p>	153	<p>消費者及び食品関連事業者に、食品ロス削減のための取組に関する調査を実施した。ごみゼロ県民会議主催で市町村・業界団体と食品リサイクル工場を視察した。</p>	<p>関係者が知識を得る必要があるため、引き続き普及啓発に努める。</p>
<p>建設リサイクル法及び「あいち建設リサイクル指針」に基づく分別解体、再資源化の普及啓発を行うとともに、関係機関の連携による建設工事現場のパトロールの実施などによりその促進に努める。また、関係事業者等に対して再資源化等施設に関する情報の提供を行う。</p>	154	<p>インターネット等により、使用済み自動車の適正処理に係る情報提供を実施している。また、自動車リサイクル法に基づく自動車解体業者、破碎業者等の立入検査、指導を実施している。環境部と建設部が合同で建設工事現場のパトロールを実施した（平成24年5月21日～25日、10月22日～26日）。また、再資源化施設の一覧をホームページで公開した。</p>	<p>引き続き、適切な情報提供や、立入検査や指導を実施する必要がある。</p>
<p>資源有効利用促進法に基づき指定されているパソコン及び小型二次電池について製造等事業者による自主回収など再資源化を促進する。</p>	155	<p>ごみゼロ社会推進あいち県民大会の開催会場において、使用済携帯電話等の回収を行った。</p>	<p>小型家電リサイクル法によるパソコン等の回収の状況にも注視し、引き続き、再資源化の促進を図る。</p>

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況（5/16）

処理計画本文	No.	実施状況 (平成23年度以降)	今後の方針等
自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正処理について啓発を行うとともに、同法に基づく自動車解体業者、破碎業者等への監視・指導を行う。	156	定期的に自動車解体業者等に立入検査を実施している。また、87件について改善を指導した。	引き続き、立入検査等を継続する。
レアメタルを含む有用金属の再利用促進のため、県主催のイベントにおいて使用済小型家電の回収ボックスを設置し、県民にリサイクルを呼びかけるなど、小型家電のリサイクルについて、県民に周知を図る。また、効率的なリサイクルを促進するため、県内で小型家電のリサイクルに取り組んでいる市町村と連携するとともに、まだ取り組んでいない市町村に働きかけ、広範囲からの使用済小型家電の回収に努める。小型家電のリサイクルについて、国レベルで制度を整備するよう、国に働きかけを行う。 [新規取組]	157	ごみゼロ社会推進あいち県民大会において、使用済携帯電話の回収などを通して、有用金属の再生促進を周知した。 小型家電リサイクル法に基づくリサイクルを促進するため、小型家電リサイクル法に関する市町村アンケートをもとに、ごみゼロ県民会議のブロック会議において市町村と意見交換を行うとともに、市町村が参加する場合の問題点などを議論した。	小型家電リサイクル法が平成25年度に施行されるため、状況を注視し、必要に応じて制度整備について国へ働きかける。 国の補助金の活用促進や認定事業者の状況などを市町村に情報提供するとともに、法制度に参加しやすい土壌づくりに努める。
施策2 循環ビジネスの促進	200		
(1) 新しい循環ビジネスの創出と事業化促進	210		
先導的な循環ビジネスの事業計画づくりに向け、民間から派遣された「循環ビジネス創出コーディネーター」による相談や技術指導を実施する。また、全県的に循環ビジネスの発掘・創出を図るため、知多・西三河・東三河の各ブロックにコーディネーターを配置し、その機能を強化する。 [取組の強化]	211	東三河地域担当として、豊橋商工会議所内に1名を配置した他、県内各地域の6者のコーディネーターを活用した。 [相談、技術指導件数(平成23年度) 139件]	県内各地域のコーディネーターを活用しており、この体制で引き続き、相談、技術指導を実施する必要がある。
先導的、効果的な循環ビジネスの発掘・創出を進めるための情報の提供、支援の場である「循環ビジネス創出会議」を様々な形態(セミナー、現地見学、プレゼンテーション)で開催し、事業化に意欲を持つ企業の事業化支援を行う。	212	現地見学会及びビジネスセミナー等開催した。 [平成24年度 5回]	引き続き、「循環ビジネス創出会議」を開催し、企業の事業化を支援する必要がある。
先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討やリサイクル施設等の整備(リデュース、リサイクル、ゼロエミッション関係施設整備)を推進しようとする企業に対して補助を行い、ものづくり愛知を静脈側から支えていく。 [取組の強化]	213	リサイクル関係等施設整備事業及び循環ビジネス事業化検討事業に対し補助を実施した。 [平成23年度実績] リサイクル関係等施設整備事業: 10件 循環ビジネス事業化検討事業: 9件	事業者からはこの補助金を期待されており、引き続き、リサイクル関係等施設整備事業及び循環ビジネス事業化検討事業に対し、補助を行う必要がある。
東三河地域での下水汚泥、木質バイオマス、知多地域での畜産バイオマスなどそれぞれの地域に賦存する未利用資源を活用しながら「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」に掲げた事業モデルの具体化を推進する。	214	構想では9つの事業モデルを提案しており、平成24年度にそのうちの3つの事業モデルについて、事業化検討調査を民間に委託し、その結果を受けて地域特性に応じた事業を展開していくこととしている。	平成25年度以降、残りの事業モデルについても順次、事業展開をする必要がある。

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況（6/16）

処理計画本文	No.	実施状況 (平成23年度以降)	今後の方針等
(2) 資源循環を促進するための環境づくり	220		
メッセナゴヤを始めとする大型イベントの場を活用して優れたリサイクル製品や技術の紹介を行うなど、リサイクル市場の拡大や新たな需要創出を図りつつリサイクル製品の販路拡大を支援する。	221	平成24年度は、メッセナゴヤ2012、ものづくり博in東三河及びエコプロダクツ2012の大型の3展示会場において、県が展示ブースを確保し、応募のあった県内企業の展示をサポートした。 [平成24年度実績] メッセナゴヤ2012 ：出展業者15事業者、入場者数 61,398人 ものづくり博2012in 東三河 ：出展業者9事業者、入場者数16,000人 エコプロダクツ2012 ：出展業者8事業者、入場者数178,501人	アンケート結果も好評であり、引き続き、大型展示会場であいちの環境ビジネスの発信事業を実施していく必要がある。
資源循環情報システムにより物質フローや廃棄物の排出情報、リサイクル事業に積極的に取り組んでいる企業への情報提供を行い、先導的な循環ビジネスの創出及び活性化を図る。	222	循環ビジネスの振興及び発掘・創出に係る情報について、平成23年度に一般県民がシステムをより利用しやすく改良した。	引き続き、システムを運用していく必要がある。
資源循環を含め、持続可能な社会づくりに向けた「ビジョン」と「こころざし」を持ち、地域や職場で活躍できる人材を育成する「あいち環境塾」を実施する。	223	「あいち環境塾」を開講した。 [平成24年度 延べ14日間実施、18名が修了]	人材育成のため、引き続き、「あいち環境塾」を開講していく必要がある。
資源としての再生利用が確実な産業廃棄物について処理業の許可を不要とする再生利用個別指定制度及び再生事業者の登録制度を利用した再生利用の促進に努める。	224	法令遵守を徹底した優良な事業者による産業廃棄物の再生利用を促進するため、平成23年度に新たな再生利用個別指定制度の運用を開始した。平成23年度末までに、新制度に基づき、11業者を再生利用個別指定業者に指定した。	引き続き、再生利用個別指定制度の適切な運用により、産業廃棄物の再生利用を促進する必要がある。
事業者が産業廃棄物等を再生し、得られた製品を販売しようとする場合、県が事前の届出により製品の環境安全性等を審査する再生資源活用審査制度により、再生資源の適正な活用を促進する。	225	ホームページにより制度の普及啓発に努めるとともに、立入検査や検体分析を通じ、事業者に対し必要な指導を行った。	引き続き、制度の普及啓発や事業者指導等を継続する。
減量化・資源化施設の導入に対する融資制度（経済環境適応資金融資制度、環境対策資金融資制度等）の周知に努める。	226	事業者支援のために、チラシやインターネット等により、情報提供に努めている。	引き続き情報提供を行っていく必要がある。

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況（7/16）

処理計画本文	No.	実施状況 (平成23年度以降)	今後の方針等
<p>企業、団体による3Rなど環境負荷低減に向け、ものづくり愛知として優れた技術・事業・活動・教育の取組を表彰する「愛知環境賞」を実施し、マスコミの有効活用、表彰式の実施、事例集作成を通じて、広く事例を社会に紹介することによって資源循環の気運の高揚を図る。</p>	227	<p>「愛知環境賞」を実施した。 [平成24年度：金賞始め13件を表彰] 金賞：東邦ガス(株) 銀賞：(株)豊田自動織機、KTX(株) 銅賞：(株)加藤製作所、 中日新聞社賞：(株)チームエコラボ 名古屋市長賞：(株)アビゾ（他優秀賞：7件）</p>	<p>引き続き「愛知環境賞」表彰制度を継続実施していく。</p>
<p>施策3 適正処理と監視指導の徹底</p>	300		
<p>(1) 廃棄物の適正処理の指導</p>	310		
<p>排出事業者及び処理業者に対して、法令の遵守はもとより、地域環境に配慮した廃棄物の処理と減量化の指導を徹底する。</p>	311	<p>立入検査時や各種報告書の提出時に地域環境に配慮した廃棄物の処理と減量化について指導した。</p>	<p>引き続き、事業者指導を継続する。</p>
<p>「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に定める「産業廃棄物の保管に関する基準」に基づく指導を徹底し、過剰保管等の防止を図る。</p>	312	<p>法令に基づく立入検査等で廃棄物の適正保管の指導を行った。特に6月、11月に立入強化月間として適正処理の指導を行った。 [平成23年度 987件]</p>	<p>引き続き、法令に基づく立入検査等で、産業廃棄物の適正保管の指導を行い、過剰保管等を防止する。</p>
<p>悪質な法令違反者に対しては、改善命令や措置命令を行うなど厳正に対処し、早期是正と不適正な処理の再発防止に努める。</p>	313	<p>法令に定める基準に違反をした者に対し改善命令を発出した。 [平成23年度 7件]</p>	<p>引き続き、不適正処理の早期是正に努め、法違反に対し厳正に対処する。</p>
<p>産業廃棄物処理の透明性を図り、不適正処理の防止、廃棄物の的確な管理を図るため電子マニフェストの普及拡大を促進する。</p>	314	<p>立入検査時、各種報告書の提出時及び講演会等の場で電子マニフェストの普及促進について啓発を行った。 [電子マニフェスト普及率(H23.3末)：22.8%] (全国23.6%)</p>	<p>電子マニフェストを普及させるため、引き続き啓発を継続する。</p>
<p>平成23年4月1日より施行された「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の活用により優良事業者の育成を図るとともに、優良事業者情報を公表し、排出事業者による利用を促進する。[取組の強化] 平成28年度末における優良産業廃棄物処理業者数は、処分業(特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。)において、処分業許可業者(平成23年3月末現在 愛知県知事許可571業者)の約1割の60業者とすることを目指す(平成23年9月末現在認定業者(処分業)8業者)。</p>	315	<p>優良事業者の育成を図るため、平成24年12月に「産業廃棄物処理業優良化セミナー」を開催した。 平成25年2月に「愛知県産業廃棄物適正処理推進要綱」を改正し、平成25年4月から施設等に優良事業者であることをステッカーで表示することができることとした。 [処分業者に係る優良事業者の認定状況：21業者(平成24年12月末現在)]</p>	<p>平成28年度末までに、処分業者60業者を優良事業者として認定するという目標の達成に向け、引き続き、「産業廃棄物処理業優良化セミナー」による優良事業者の育成をはじめとした施策を推進していく必要がある。</p>

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況（8/16）

処理計画本文	No.	実施状況 (平成23年度以降)	今後の方針等
(2) 特別管理産業廃棄物の適正処理	320		
<p>感染性廃棄物については、その排出事業者に対して「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成21年5月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。</p>	321	<p>立入検査時や各種報告書の提出時に感染性廃棄物処理マニュアルの周知啓発を行うとともに処理状況等の確認や適正処理について指導している。また、毎年、歯科医師会等と情報交換を行うとともに、適正処理の指導を行っている。</p>	<p>引き続き、マニュアルの普及啓発や事業者指導を継続する。</p>
<p>特別管理産業廃棄物に該当するアスベスト廃棄物（廃石綿）については、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）（平成23年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の周知徹底を図り、適正に処理されるよう産業廃棄物処理業者に対する指導を徹底するとともに、特別管理産業廃棄物に該当しない石綿含有廃棄物については、廃棄物処理法に基づき排出事業者や処理業者の指導を徹底する。</p>	322	<p>立入検査時や各種報告書の提出時に石綿含有廃棄物の適正処理について指導している。また、県内の全破碎施設に対し、石綿含有廃棄物の処理状況について立入検査を行って把握するとともに、適正処理を指導した。</p>	<p>引き続き、立入検査や事業者指導を継続する。</p>
<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下、「PCB廃棄物特別措置法」という。）の施行10年後の国の検討結果を踏まえ、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（平成20年3月）について、見直しを含めた検討を行う。また、PCB廃棄物の保管事業者に対して、PCB廃棄物特別措置法に基づく保管状況の届出等により適正な保管管理の徹底を指導するとともに、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、県内で保管されているPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進する。</p>	323	<p>「愛知県PCB廃棄物処理計画」の見直しを含めた検討に先立ち、国の基本計画に関する検討状況について情報把握を行った。また、PCB保管状況届出書の徴取により保管状況の把握に努めるとともに、立入検査や各種届出書提出時に適正保管及び早期処理を指導した。</p> <p>[PCB保管・処理状況(H23.3末)] 当初保管数量 トランス・コンデンサ28,900台 処理台数(累計) 18,512台 処理進捗率 64%</p>	<p>引き続き、適正保管や早期処理に関する事業者指導を継続する。 PCB廃棄物処理計画の検討については、引き続き状況把握に努め、国が基本計画を変更した場合は、処理計画の変更についてその必要性を含め、検討を行う。</p>
(3) 排出事業者処理責任の徹底	330		
<p>多量排出事業者に対して、適正な処理を行うための管理体制の整備を含めた産業廃棄物処理計画の策定及び毎年度の報告の遵守を指導する。</p>	331	<p>ホームページにより多量排出事業者の産業廃棄物処理計画策定や報告について啓発を行うとともに、前年度に計画書を提出した事業者に対して計画の策定と提出を指導した。</p> <p>[計画書等の提出(平成24年度) : 625件]</p>	<p>引き続き、産業廃棄物処理計画等の策定指導を続けていく。</p>

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況（9/16）

処理計画本文	No.	実施状況 (平成23年度以降)	今後の方針等
<p>排出事業者が産業廃棄物の処理を委託により行う場合は、発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われるよう排出事業者に対して、マニフェストの使用の徹底や適正な処理コストの負担などを指導するとともに、各業界団体を通じて適正な委託契約の徹底を要請する。また、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」（平成15年条例第2号。以下「条例」という。）に基づき当該処理業者の能力の確認や現地調査による処理状況の確認を徹底するよう指導する。</p>	332	<p>立入検査時や各種報告書の提出時に適正な委託契約の徹底等について指導した。</p>	<p>引き続き、適正な委託契約の徹底等について事業者指導を継続する。</p>
<p>廃棄物の排出事業者は、自らの責任においてその廃棄物を適正に処理する責務があるため、処理を委託した処理業者による不法投棄など不適正処理事案については原状回復責任を負う排出事業者処理責任の周知徹底を図る。</p>	333	<p>法令に基づく立入検査等で周知した。</p>	<p>引き続き、法令に基づく立入検査等で周知し、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。</p>
<p>排出事業者が処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理された場合は、その排出事業者に対して、速やかに適正に処理されるよう必要な措置を講ずるとともに、不適正処理の状況及び講じた措置を届け出るよう指導する。</p>	334	<p>法令に基づく立入検査等で周知した。</p>	<p>引き続き、法令に基づく立入検査等で周知し、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。</p>
<p>県外で発生する産業廃棄物を県内に搬入しようとする者に対しては、条例に基づき事前届出の徹底を指導するとともに、環境保全上の支障のおそれがある場合には搬入中止勧告等の措置を講じる。</p>	335	<p>パンフレット等により県外廃棄物搬入の事前届出制度の周知を図るとともに、事前届出の徹底について指導を行った。</p>	<p>引き続き、県外産業廃棄物の事前届出に係る指導を徹底する必要がある。</p>
<p>(4) 廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保</p>	340		
<p>廃棄物処理法に基づき焼却施設や最終処分場等の設置又は変更の許可を受けようとする者に対しては、条例等に基づき、施設の設置等に係る計画の内容を十分周知するための地域住民に対する説明会の開催や生活環境の保全に関する協定の締結を指導する。</p>	341	<p>廃棄物処理施設を設置しようとする者に対して、地域住民に対する説明会の開催や生活環境の保全に関する協定の締結を指導した。</p>	<p>引き続き、地域住民に対する説明会の開催や生活環境の保全に関する協定の締結について適切な指導を行う必要がある。</p>

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況（10/16）

処理計画本文	No.	実施状況 (平成23年度以降)	今後の方針等
<p>廃棄物処理施設の設置及び処理業の許可に当たっては、廃棄物の処理や維持管理が的確かつ継続的に行われるよう、県審査基準に基づき、事業者の能力や資力の適正な審査を行う。また、施設の稼働前に、許可どおりの施設であるかを確認するための使用前検査を実施する。なお、焼却施設や最終処分場等の設置に当たっては、生活環境の保全に適切な配慮がなされているかについて、専門家の意見を聴く。</p>	342	<p>廃棄物処理施設及び処理業の許可に当たっては、県の審査基準に基づき事業者の能力や資力を審査している。また、施設の稼働前には使用前検査により、設置された施設を確認している。さらに、焼却施設等の許可申請については、「愛知県廃棄物処理施設審査会議」の意見を聴いている。 [平成24年度] 焼却施設1件について、審査会議を3回開催</p>	<p>引き続き、廃棄物処理施設及び処理業の適切な審査、施設の使用前検査の適切な実施等を徹底する必要がある。</p>
<p>廃棄物処理施設の信頼性等を確保するため、焼却施設や最終処分場等について法に基づく定期検査を確実に実施する。また、設置者自らによる検査の定期的な実施と維持管理に関する情報の公表や閲覧用の記録の備え付けの遵守を指導するとともに、行政による立入検査を行う。 [取組の強化]</p>	343	<p>法令に基づき定期検査を実施した。 [平成23年度 70件] 法令に基づく立入検査等で廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の指導を行った。 立入検査については、特に6月、11月に立入強化月間として適正処理の指導を行った。 [平成23年度 987件]</p>	<p>引き続き、法令に基づく立入検査等を行い、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。</p>
<p>民間最終処分場の埋立終了後の浸出液の処理等の維持管理については、設置者に対し維持管理積立金制度の活用による適正な管理を指導する。</p>	344	<p>立入検査時に維持管理状況を確認し、必要な場合は指導を行っている。また、平成24年度は44事業者（55施設）へ積立額を通知し、積み立てを指導した。</p>	<p>引き続き、事業者指導を継続する。</p>
<p>埋立終了後の民間最終処分場跡地の利用者に対する情報提供のため、構造や埋立廃棄物の種類等を明確にした台帳の整備を行う。</p>	345	<p>平成25年1月末までに県内で307ヶ所（県130、名古屋市47、豊橋市69、岡崎市18、豊田市43）について指定区域台帳を整備した。台帳は県事務所等で閲覧に供している。</p>	<p>引き続き、台帳を整備していく。</p>
<p>産業廃棄物処理施設の操業状況や自主検査の結果等の自主的な情報公開を促進し、処理施設の信頼性の向上を図る。</p>	346	<p>立入検査、各種報告書の提出時に指導している。また、産業廃棄物処理業者の優良化の認定の必須項目としている。</p>	<p>引き続き、自主的な情報公開に関する事業者指導を継続継続する。</p>
(5) 不適正処理の未然防止		350	
<p>不法投棄、過剰保管等の不適正処理の未然防止及び迅速適正な対応に向け、県及び県事務所「不法投棄等監視特別機動班」を設置し、定期的、計画的な監視パトロールを実施する。また、廃棄物処理に関わる部局間の連携を密にし、それぞれの権限に基づく監視・指導を徹底する。</p>	351	<p>建設部局始め関係部局との連携による監視・指導を行った。 [平成23年度 延べ717日]</p>	<p>引き続き、監視パトロールを行い、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。</p>

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況（11/16）

処理計画本文	No.	実施状況 (平成23年度以降)	今後の方針等
各県民事務所に警察官経験者を配備して監視指導の強化を図るとともに、職員による監視だけでなく、監視が手薄になりがちな平日夜間及び休日における監視業務を民間の警備会社に委託し監視の強化を図る。	352	各県民事務所へ警察官経験者を配備した。 [平成23年度 6名] 民間委託により平日夜間・休日における監視を行った。 [平成23年度 378回]	引き続き、監視を行い、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。
「地域環境保全委員」の協力や不法投棄情報の通報体制の周知により、不適正処理事案の情報収集や早期発見に努めるとともに、野焼きや過剰保管に対する一斉立入指導や市町村と連携したパトロールを定期的に行うなど監視・指導を強化する。	353	ホームページで不法投棄情報の通報体制を周知した。 一斉立入指導や市町村と連携した指導を実施した。	引き続き、通報には迅速に対応し、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。
県警察本部と協力連携して不適正な処理に対する監視・指導に努め、監視等を通じ得られた状況に応じて、監視体制の整備の見直しを図る。	354	県警本部と協力連携した不適正処理に対する監視・指導を行った。	引き続き、県警本部を始め関係機関と連携し、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。
不適正処理の広域化に対処するため、地方機関との情報連絡、隣接県等との情報交換や協議・協力体制の充実に努める。	355	県内の統一的な指導を図るため、県内政令市との連絡会議を平成24年11月に開催し、廃棄物処理に係る情報交換を行った。事案に応じて地方機関への指導や隣接県等との情報連絡を行った。	引き続き、事案に応じて関係機関との情報連絡や地方機関への指導を行う。
土地の所有者等に対しては、条例等に基づき、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう当該土地の適正な管理に努めるとともに、生活環境の保全上の支障の除去のための措置に協力するよう指導する。	356	法令に基づく立入検査等で指導した。	引き続き、不適正処理の関与者に対して、指導を行う。
県の事業主体である部局、事業の発注部局、事業に対する指導・監督部局、廃棄物処理の指導・監督部局等関係部局間の連携を図り、それぞれの立場から対策を講じ、不法投棄、野焼き、過剰保管等の不適正処理の未然防止と早期是正を図る。	357	事案に応じて県の事業部局等へ通知した。	引き続き、事案に応じて県の事業部局等へ通知し、連携を図る。
市町村等関係機関と連携して廃棄物の不適正処理への対応を強化するとともに、不法投棄については、原因者のみならず関係者の責任ある対応を指導する。特に産業廃棄物処理業・施設に係る許可権限を持つ県内4政令市については、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」により、市によるパトロール等の不適正処理の未然防止のための事業を支援する。	358	産業廃棄物税を活用し、県内4政令市に対して、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」による支援を行っている。平成23年度は、総額24,000千円の支援を行い、政令市からは不適正処理の未然防止に効果があったとの報告を受けている。	引き続き、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」による支援を行う必要がある。

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況（12/16）

処理計画本文	No.	実施状況 (平成23年度以降)	今後の方針等
<p>県、国、政令市、名古屋海上保安本部、社団法人愛知県産業廃棄物協会、社団法人愛知県建設業協会等により構成する「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」及び、地方機関、市町村等により構成する「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の活用により、関係機関が連携し一体となって不適正処理の未然防止及び不適正処理事案に対する迅速かつ的確な対応に努める。</p>	359	<p>東三河総局及び各県民事務所で「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を年1回開催し、不適正処理の未然防止等に関する情報共有を行った。</p>	<p>引き続き、協議会等で不適正処理の未然防止等の情報共有、対応をする。</p>
<p>自動車リサイクル法の枠組みから外れた自動車の不正解体・不正輸出に対して、国、県警察本部など関係機関と連携し、未然防止及び迅速かつ的確な対応に努める。 [新規取組]</p>	360	<p>事業者に対し、関係機関と合同で立入検査を行い、不正解体や不正輸出の未然防止について啓発及び指導を行った。</p>	<p>引き続き、合同立入等を継続する。</p>
(6) 海岸漂着物の処理体制の整備			
<p>・平成23年8月に策定した「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸漂着物の処理等海岸環境の保全のために必要な措置を行う。 [新規取組]</p>	371	<p>国の「地域グリーンニューディール基金」を活用し、「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」で海岸漂着物対策を重点的に推進する区域として定めた知多半島南西海岸や三河湾岸、篠島、日間賀島、佐久島など10海岸で「海岸漂着物の回収、処理」や「回収、処理を行う市町村への財政支援」を実施した。また、海岸漂着物の発生状況について、平成23年度及び24年度に矢作川、乙川や重点区域に流入する河川において、ごみの量や種類などの調査を実施した。</p>	<p>環境省が新たに平成24年度の補正予算として計上した「海岸漂着物地域対策推進事業補助金」を活用し、重点区域における海岸漂着物の回収、処理を推進するとともに、発生抑制対策を検討する。</p>
<p>・海岸環境の保全について、情報提供、普及啓発を行う。 [新規取組]</p>	372	<p>海岸漂着物の現状・原因、生活ごみのポイ捨ての抑制に関するパンフレットを10,000部作成し、このパンフレットを活用し、海岸環境の保全に関する情報提供、啓発に努めた。</p>	<p>海岸漂着物の問題は海岸だけではなく、流域全体の問題と捉え、広く県民に情報提供・普及啓発を図る。</p>
(7) 災害時における処理体制の構築			
<p>・災害時のし尿、生活ごみ、がれき等の廃棄物に関する震災廃棄物処理計画及び水害廃棄物処理計画が県内全市町村で作成されるよう、働きかける。 [新規取組]</p>	381	<p>平成25年改定予定の国の震災廃棄物対策指針について情報収集を行った。 処理計画の策定状況、仮置場の選定状況、それらに関する課題について調査を実施した。</p>	<p>市町村と連携・協力し、大規模災害時の震災廃棄物処理体制の検討を進めていく。</p>
<p>・関係部局等と連携し、県内全市町村でがれき等の災害廃棄物の仮置きが可能な公共空間の確保及び拡充に努める。 [新規取組]</p>	382	<p>調査結果を元に協力体制を構築するため会議を開催した。</p>	
<p>・災害廃棄物の処理について、他県や関係機関との連携を強化し、広域的かつ効率的な協力体制の確立を図る。 [新規取組]</p>	383		

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況（13/16）

処理計画本文	No.	実施状況 (平成23年度以降)	今後の方針等
施策4 廃棄物処理施設の整備の促進	400		
(1) 地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設の整備の促進	410		
一般廃棄物の処理については、市町村が定めた「一般廃棄物処理計画」に従って単独又は広域的に中間処理施設及び最終処分場を確保するものであり、その確保にあたり地域の社会的、地理的条件を踏まえた適正な施設の整備を促進する。	411	広域化計画に基づきブロック会議を開催するよう指導するとともに、ブロック会議に出席し助言を行った。 市町村等が交付金事業を行う際に必要となる地域計画の作成において指導監督を行った。	引き続き、助言及び指導監督を行っていく。
一般廃棄物の焼却処理については、ダイオキシン類の発生抑制、処理施設の建設費・維持管理費等のコスト縮減等の観点から、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成21年3月）に基づき、焼却処理の広域化を推進する。	412	交付金事業 平成23年度 10市等（13事業） 交付金 135百万円 平成24年度 9市等（11事業） 交付金 1,078百万円	交付金事業（予定） 平成25年度 13市等（20事業） 交付金 3,745百万円
一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金制度の活用などにより計画的な整備を促進するとともに、厳しい財政状況の中、施設の長寿命化の検討を含め計画的かつ効率的な更新が図られるよう、施設の設置者である市町村等を支援する。	413		
産業廃棄物については、排出事業者処理責任の原則の下、廃棄物処理施設の信頼性と安全性を確保するため、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、排出事業者又は処理業者による地域環境に配慮した施設整備を促進する。	414	積替保管施設、中間処理施設及び最終処分場の立地に当たっては、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、周辺環境への配慮等を指導している。	引き続き、適切な指導を行う必要がある。
財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が行う「産業廃棄物処理事業に必要な資金の借入に係る債務保証制度」や日本政策投資銀行、愛知県等が行う融資制度の周知に努める。	415	事業者からの相談において紹介するとともに、インターネットで県融資制度の紹介をしている。	引き続き、事業者支援に係る情報提供を図る必要がある。
(2) 広域的な最終処分場の整備	420		
広域的な最終処分場の整備に対する基本的考え方（略）	421		
今後の広域的な最終処分場（衣浦港3号地廃棄物最終処分場の次期処分場）に関しては、廃棄物の最終処分量が減少傾向にあること、また、次に述べる広域的な市町村圏での取組や民間事業者による施設整備状況等を見極めつつ、その在り方（対象地域、規模、整備時期等）について検討に着手する。〔新規取組〕（抜粋）	422	衣浦港周辺地域及び東三河地域について、必要な情報提供や関係機関との調整を行った。	各地域での検討状況を踏まえ、県全体での広域的処分場の在り方について検討を進めていく。

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況（14/16）

処理計画本文	No.	実施状況 (平成23年度以降)	今後の方針等
(3) し尿の適正処理の推進	430		
し尿処理については、「全県域汚水適正処理構想」（平成8年6月策定、平成16年3月見直し）と整合を図りながら、下水道、集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設について、地域の実情に応じ、計画的、効率的な整備を図る。	431	汚水処理施設の未普及地域の早期解消、事業観連携等の状況把握を目的として、平成24年3月に全県域汚水適正処理構想の見直しを行った。 [汚水処理人口普及率（平成23年度末）：86.0%]	引き続き、計画的、効率的な汚水処理施設の整備を図る。
下水道の処理計画区域外あるいは供用開始までに相当の年数を要する地域にあっては、浄化槽の普及及び浄化槽（単独処理）の合併処理化を促進するとともに、汚泥再生処理施設整備による生ごみ等有機性廃棄物の堆肥化等の資源化を促進する。	432	合併処理浄化槽の設置整備事業を実施する市町村に対し年間3000基程度の補助を行うことで、合併処理化を促進している。	県内に設置されている浄化槽の約70%が単独処理浄化槽であり、引き続き合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。
施策5 地球温暖化対策への配慮	500		
(1) 資源循環と温暖化対策に配慮した施設整備	510		
焼却施設で回収した熱を利用したごみ発電や廃棄物系バイオマスの利活用（食品残さの堆肥化や剪定枝のチップ化、堆肥化等）など、循環型社会の形成とともに温室効果ガスの排出削減に寄与する施設整備を促進する。廃熱利用に際しては、発電と温水利用等の組み合わせなど、効率的な利用が図られるよう、また、廃棄物系バイオマスの利活用には、回収方法、利用先、経済性等の課題に留意し促進を図るものとする。[新規取組]	511	ごみ発電や廃棄物系バイオマスの利活用を図る施設が国の交付金事業の対象となっており、それを踏まえた施設整備を行うよう指導を行った。 県内43の焼却施設の内37施設で廃熱利用を実施（平成23年度末 休止施設を含む）	引き続き、指導を行っていく。
市町村等が設置する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金制度の活用などによりごみ発電施設等の設置の促進を図る。また、民間事業者が設置する熱回収施設については、平成23年4月1日より施行された「熱回収施設設置者認定制度」の活用などにより設置の促進を図る。[新規取組]	512	一般廃棄物処理施設については、小牧岩倉衛生組合が高効率発電施設の整備を進めており、その指導監督を行っている。 [ごみ発電実施状況（平成23年度末）] 県内43の焼却施設の内、22施設で実施（休止施設を含む） 民間事業者が設置する熱回収施設について、「熱回収施設設置者認定制度」により設置の促進を図っている。 [認定施設数（平成24年12月末）：2施設]	引き続き、市町村等や民間事業者における施設の設置促進を図る。

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況（15/16）

処理計画本文	No.	実施状況 (平成23年度以降)	今後の方針等
<p>(2) 廃棄物運搬時における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 低公害車導入に関する補助金、融資制度の周知や啓発活動により、廃棄物運搬車両における低公害車の導入を促進する。 また、優良産業廃棄物処理業者認定制度において、低公害車の導入状況が情報公開項目とされたことから、同制度の周知等の機会を利用して低公害車の導入について啓発していくとともに、エコドライブの実践について啓発していく。 [新規取組] 	520	521 事業者からの相談の際に紹介するとともに、インターネットで補助金、融資制度の紹介をしている。また、平成24年12月の「産業廃棄物処理業優良化セミナー」で低公害車の導入について啓発を行った。	引き続き、事業者支援に係る情報提供を図るとともに、低公害車導入に係る啓発を行う必要がある。
<p>施策6 施策推進に向けた横断的な取組</p>	600		
<p>(1) 産業廃棄物税の活用</p>	610		
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物税を課すことにより、廃棄物の発生抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減を促すとともに、得られた税収により、廃棄物の減量化・資源化等の3Rの促進や適正処理に関する施策等の推進を図る。 	611	平成23年度の税収は、704,292千円であり、このうち、367,250千円を3Rの促進（循環型社会形成事業費補助金等）及び適正処理の推進（産業廃棄物適正処理対策事業費等）などに係る事業に充当した。	産業廃棄物税による3Rの促進、適正処理の促進等に関する施策の推進に関しては、効果を確認しながら継続する必要がある。
<p>(2) 廃棄物処理や資源化状況の把握及び情報提供</p>	620		
<p>最終処分場を設置している事業者、県外へ運搬する収集運搬業者、産業廃棄物処理業者、多量排出事業者等に対し、産業廃棄物処理の実績報告を求め、処理状況の把握を行い集計し、インターネット等を通じて広く県民に情報提供を行う。</p>	621	産業廃棄物処理業者、産業廃棄物多量排出事業者及び特別管理産業廃棄物排出事業所設置者から前年度における処理実績に係る報告を受け、集計した結果を、愛知県環境部のホームページや環境白書で公開している。	処理状況の把握及び周知は廃棄物処理計画に記載された施策推進の基礎情報であるため、引き続き集計結果を公表していく。
<p>市町村及び一部事務組合に対し、一般廃棄物処理の実績報告を求め処理実態の把握を行い集計し、インターネット等を利用して広く県民に情報提供を行う。</p>	622	平成23年度における一般廃棄物処理事業の実態調査を実施し、その結果を平成25年3月21日に公表した。	引き続き、実態把握及び情報提供に努める。
<p>PCB廃棄物については、PCB廃棄物特別措置法に基づく毎年度の届出により保管・処理状況の把握を行い集計し、インターネット等を利用して広く県民に情報提供を行う。</p>	623	<p>「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく毎年度の届出により保管状況を把握し、愛知県環境部のホームページや環境白書で県民に情報提供している。</p> <p>[保管事業所数（全県分）：3,766事業所] (平成23年3月現在)</p>	保管状況の把握及び周知はPCB適正処理推進の基礎情報であるため、県民への情報提供を行っていく。
<p>廃棄物に関する適正な知識、発生抑制や再使用、再生利用に有効な情報、先進事例の紹介等の情報提供に努める。</p>	624	「あいち資源循環情報システム」を運営し、資源循環に関する様々な情報をインターネットを通じて情報提供している。	引き続き、インターネットを通じて資源循環に関する様々な情報の提供に努める。

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況（16/16）

処理計画本文	No.	実施状況 (平成23年度以降)	今後の方針等
産業廃棄物広域交換情報、資源化業者リスト等のリサイクル関連情報、処理業者の最終処分場等処理施設情報、先駆的事業や試みに関する情報を提供する。	625	平成25年3月21日に公表した一般廃棄物処理事業実態調査報告書を通じ、リサイクル関連情報や市町村が管理する処理施設情報等の状況を発信した。 リサイクル関連情報を発信するため、平成25年度3月末、環境部ホームページ「あいちの環境」に各種リサイクル法に関するホームページへのリンクを貼ることを予定している。 インターネットで、処理業許可業者を検索できる「産業廃棄物処理業者検索システム」を運営している。	引き続き、リサイクル関連情報、処理施設情報等の提供に努める。 排出事業者が処理業許可業者を選定する上で「産業廃棄物処理業者検索システム」は有用であり、引き続き、同システムの適切な運営を図る必要がある。
(3) 環境学習及び普及啓発の推進	630		
愛知県教育委員会と連携して廃棄物に関する事項も盛り込んだ環境学習副読本を作成するとともに、学習教育の場や「あいち環境学習プラザ」を通して廃棄物の減量化・資源化、適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図る。	631	小学校における環境教育を支援するために、環境学習副読本「わたしたちと環境」を県内の小学校四年生(名古屋市立除く)に配付した。廃棄物に関しては、「ごみのはなし」の項目を設け、ごみ処理、減らす工夫、リサイクルに関する内容等を盛り込み、小学生にも分かりやすく表記することで意識の醸成を図った。	県内の小学校高学年に対して、愛知県内における最新の環境の現状について知ってもらうとともに、小学校の授業教材として活用していただき、学校の環境教育を支援するため引き続き実施していく必要がある。
循環型社会づくりや廃棄物処理についての理解を深め、減量化・資源化を促進するため、シンポジウムの開催やパンフレットの配布等による啓発を行う。	632	優良事業者の育成を図るため、「産業廃棄物処理業優良化セミナー」を開催した。 [参加者数(平成24年度):約100名] 「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」を開催し、3Rに関する講演を実施した。また、パンフレットを配布し、一般県民に啓発した。	引き続き、事業者や一般県民に向けた講習会やイベントの開催、パンフレットの配布等による啓発に努める。
県民が日常の環境行動の効果を家庭生活と関連づけながら確認できるシステムを構築し、資源循環に関する意識啓発を図る。	633	あいち資源循環情報システムのコンテンツの一つとして、資源循環学習ゲームを運営している。 [アクセス件数(H19.3～H24.3):約307,000件]	アクセス件数も多く、好評であるため、引き続き資源循環学習ゲームを運営していく。